

23 区初、悪質な事業者を公表「違法設置看板等は許しません！」

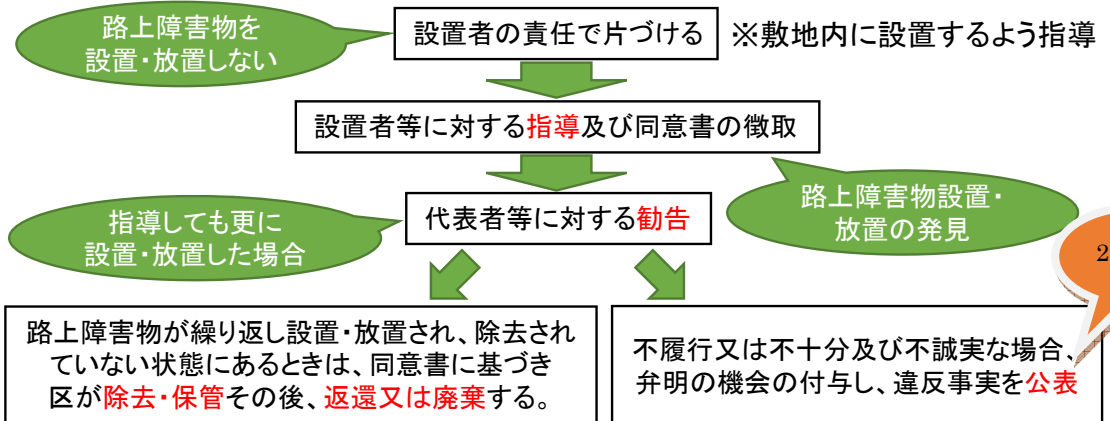
～ 「路上障害物による通行の障害の防止に関する条例」10 月 1 日施行 ～

豊島区は、10 月 1 日に施行される「路上障害物による通行の障害の防止に関する条例」の周知活動を 9 月 26 日（火）に J R 池袋駅西口の繁華街で実施する。周知活動は区・池袋警察署・池袋西口環境浄化推進委員会の合同で行われる。

豊島区では、地域住民や警察署と連携して区内繁華街を中心に「環境浄化パトロール」を実施し、歩道上に看板、のぼり旗、商品陳列台などを設置している店舗への指導をしてきたが、店舗側に違法行為の認識が乏しく、指導後一定期間で再度設置されてしまうなど、指導の効果が持続しない状態が続いていた。

こうした状況のなか、区は今年初の区議会第二回定例会で、「路上障害物による通行の障害の防止に関する条例」を制定。条例の目的は、区と国道、都道の管理者、警察署、商店街、町会など官民一体となって安全で安心できる通行空間の確保すること。類似の条例は、昨年 12 月に施行された新宿区の条例があるが、豊島区条例独自の特色としては、①指導時の段階で、（路上障害物などの除去の）同意書の提出を求め、勧告に従わない場合、徴収した同意書に基づき区が撤去を行える。②店員等に指導をした際にその内容を店舗の責任者に報告することの義務づけ。③悪質な事業者を区のホームページなどに公表できる。④店舗を貸し出しているオーナーにも勧告内容を通知できるなどがありいずれも 23 区初の規定。条例の施行により、より広範な指導ができるようになる。平成 23 年施行の「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」と平成 27 年施行の「豊島区客引き行為等の防止に関する条例」とあわせて 3 本の矢で、東口旧庁舎跡地の「Hareza 池袋」のオープンや今年 8 月開催地に決定した「東アジア文化都市」が開催される平成 31 年までに「安全・安心で美しいまち豊島区」の実現を目指していく。26 日の周知活動では、官民共同でパンフレットを配布し、条例の趣旨・内容の理解を求める。さらに、条例施行後の 10 月 5 日（木）には午後 9 時から池袋西口繁華街にて指導を行う。条例施行にあたり区の担当者は「違法放置物件は許さない。店舗事業者等へ置かない・置かせない違法意識を高め、誰もが安全・安心かつ快適な通行空間の確保を目指す。」と話している。

条例の概要



23 区初

- 周知活動 日 時：平成 29 年 9 月 26 日（火）午後 7 時～午後 8 時
集合場所：J R 池袋駅西口駅前広場 実施場所：池袋西口繁華街
参加予定者：池袋西口駅前環境浄化推進委員会・池袋警察署・区関係者（**豊島区長 参加予定**）

- 指導 日 時：平成 29 年 10 月 5 日（木）午後 9 時～午後 10 時
集合場所：ロサ会館裏劇場通り「番屋」（西池袋 1-37）（予定）実施場所：池袋西口繁華街
参加予定者：池袋西地区環境浄化推進委員会・池袋警察署・区関係者（**豊島区長 参加予定**）

是非、「26 日の周知活動」・「5 日の指導」について取材ください。なお、取材の場合は、下記担当まで事前に連絡ください。

問 合 せ 土木管理課

平成 29 年 9 月 20 日

官民連携でパトロールを強化 「違法設置看板等は許しません！」

～ 「路上障害物による通行の障害の防止に関する条例」の施行に向けて～

豊島区は、10月1日に施行する「路上障害物による通行の障害の防止に関する条例」の周知徹底のため、官民連携でパトロールを強化し、以下の通り実施します。

本条例の目的は、区と国道、都道の管理者、警察署、商店街、町会など官民が一体となって安全で安心できる通行空間を確保することです。

条例の特色としては、①指導に従わない場合、（路上障害物などの除去の）同意書を聴取したうえで区が撤去を行える。②悪質な事業者を区のホームページなどに公表できる。③店員等に指導をした際にその内容を店舗の責任者に報告することの義務づけ。④店舗を貸し出しているオーナーにも指導内容を通知できるなどで、条例の施行により、より広範な指導ができるようになります。

つきましては、官民一体のパトロールについて、ぜひ、取材いただきたくお願いいたします。

日 時：平成 29 年 9 月 21 日（木）午後 3 時～午後 4 時
集合場所：JR 池袋駅東口交番「ふくろう交番」（南池袋 1-27-7）
実施場所：池袋東口繁華街
参加予定者：池袋駅東口駅前環境浄化推進委員会
区関係者

日 時：平成 29 年 9 月 26 日（火）午後 7 時～午後 8 時
集合場所：JR 池袋駅西口駅前広場
実施場所：池袋西口繁華街
参加予定者：池袋西口駅前環境浄化推進委員会
池袋警察署
区関係者（**豊島区長 参加予定**）

日 時：平成 29 年 10 月 5 日（木）午後 9 時～午後 10 時
集合場所：ロサ会館裏劇場通り「番屋」（西池袋 1-37）（予定）
実施場所：池袋西口繁華街
参加予定者：池袋西地区環境浄化推進委員会
池袋警察署
区関係者（**豊島区長 参加予定**）

問合せ 土木管理課